

潟上市週休2日制工事実施要綱

令和6年3月21日

訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、潟上市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事において週休2日を確保する工事（以下「週休2日制工事」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 休日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- (2) 現場代理人等 週休2日制工事に係る元請企業の現場代理人、監理技術者、主任技術者及び作業員（建設工事に直接従事しない者を除く。）をいう。
- (3) 振替休日 休日に代わる現場閉所の日をいう。

(休日)

第3条 受注者は、休日に現場代理人等が作業に従事する場合、当該作業に従事する日（以下「休日作業日」という。）及び振替休日を休日作業日の前日までに監督職員に届け出るものとする。

2 発注者は、次に掲げる行為を休日に現場代理人等に行わせることができる。この場合においては、当該行為を行った日を休日として取り扱うものとする。

- (1) 工事現場の周辺で発生した災害に対する応急対応
- (2) 工事現場の安全を確認するための巡視活動
- (3) 工事現場の安全を確保するための警備活動
- (4) 作業の緊急性その他やむを得ない事由により監督職員の指示で行う作業

(週休2日制工事の指定等)

第4条 週休2日制工事は、別に定める工事を除き、特記仕様書等において週休2日制工事である旨を明示している全ての工事を実施するものとする。

2 発注者は、週休2日制工事の継続が適当ではないと判断した場合、週休2日

制工事の指定を解除することができる。

(工期変更)

第5条 発注者は、週休2日の達成のみを理由とする工期の変更は行わないものとする。ただし、工程の変更理由が受注者の責めによらない場合は、別に定める基準により受注者と協議し、工期を変更するものとする。

(工事費の積算)

第6条 発注者は、別に定める積算方法により、各経費に補正係数を乗じるものとする。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、週休2日制工事の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。